

# 令和8年度幸せ創る女性農林漁業者育成事業企画提案公募要領

令和8年5月18日  
岩手県農林水産部農業普及技術課

岩手県では、女性農林漁業者の視点を生かしたグループ活動を支援することにより、女性の経営参画を推進するとともに、グループ活動から地域活動等への発展など活躍の場の拡大を図るため、「幸せ創る女性農林漁業者育成事業」を実施します。

この事業の実施にあたって、下記により女性グループによる多様な企画提案を募集し、プレゼンテーション等により、事業実施主体を選定することとしましたので、ご応募願います。

## 第1 応募資格

県内に在住する女性農林漁業者等で構成する、次に該当する団体とします。

- 1 女性農業者で構成する団体（農業者が5名以上（うち女性1名以上）を含む組織であって、代表者、組織及び運営について規約を定め、会計処理を適正に行い得る体制を有し、「女性が変える未来の農業推進事業実施要綱」第4の2（2）を満たすものをいう。
- 2 その他、知事が適当と認める団体

## 第2 応募の対象となる事業

女性グループが行う、次に掲げる調査研究及び研修等とします。但し、1の事業は、本事業の初回応募時に設立してから1年未満のグループに限ります（最長、連続した3年間）。

- 1 経営力の向上及び生産物の高付加価値化に向けた調査研究等
- 2 グループ活動の活性化に向けた組織力・経営力向上のための自主企画研修等

また、本事業の実施にあたっては、最低限行うべき環境負荷低減の取組について明らかにした「みどりチェック」チェックシート（別添様式）の項目について取り組むこととする。具体的な取組内容は別添のとおりとする。

## 第3 対象となる経費

事業実施に直接要する次の経費を補助します。但し、第2の2においては、研修等の開催に係る費用や受講費用等に限ります。

- 1 謝金
- 2 旅費
- 3 需用費（消耗品費、資料印刷費等をいう。）
- 4 通信運搬費
- 5 委託料
- 6 使用料
- 7 その他、必要と認める経費

## 第4 補助金の額

事業区分	補助額
経営力向上・高付加価値化（第2の1）	定額（100千円上限）
組織力・経営力向上のための自主企画研修等（第2の2）	定額（100千円上限）

## 第5 活動計画書の提出

事業を実施しようとする団体は、公募様式、参考様式1に定める活動計画書を作成し、期日までに提出してください。

### 1 応募に必要な書類

- (1) 幸せ創る女性農林漁業者育成事業の応募について（公募様式）
- (2) 幸せ創る女性農林漁業者育成事業 女性グループ活動計画書（参考様式1）
- (3) 「みどりチェック」チェックシート（別添様式）
- (4) 団体の規約
- (5) 構成員名簿（住所及び職業、役職を記載したもの）
- (6) 審査会出席報告（報告様式）

### 2 公募期間

令和8年5月18日（月）～6月5日（金）

### 3 提出先

事業の実施を希望される女性グループは、6月5日（金）（必着）までに、別紙1の管轄公所に応募に必要な書類を提出してください。管轄公所は女性グループから提出された書類を確認のうえ、6月10日（水）までに農業普及技術課に進達してください。

○農業普及技術課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

岩手県農林水産部農業普及技術課 普及担当

T E L 019-629-5654 F A X 019-629-5664

### 4 その他

- (1) F A Xでの応募は受け付けません。なお、メールによる提出を希望する場合は、別紙1の提出先へ事前に相談願います。
- (2) 提出書類に不備がある場合は、受け付けないことがあります。
- (3) 提出書類は、理由のいかんに関わらず返却いたしません。
- (4) 応募に要する費用は、応募者の負担とします。

## 第6 審査

### 1 審査の実施

- (1) 事業を実施しようとする団体の企画提案内容について、5分程度のプレゼンテーション動画により、審査を実施します。
- (2) 審査は、第2項の採択基準に基づき採点し、予算の範囲内で事業実施主体を選定します。

### 2 採択基準

採択にあたっては、次に掲げる基準をすべて満たすものとします。

- (1) 事業完了後も継続的なグループ活動の取組が行われる見込みがあること。
- (2) 事業の実施にあたっては、農林漁業者の主体的な参加が見込まれること。
- (3) 経費の積算が適切であること。

### 3 審査結果の通知

審査結果に従い、参考様式1に定める活動計画書を採択したときは、当該活動計画書を提出した全ての団体にその旨通知します。

## 第7 事業の実施

活動計画書を採択された団体は、幸せ創る女性農林漁業者育成事業実施要領に基づく事業実施計画及び幸せ創る女性農林漁業者育成事業補助金交付要綱に基づく補助金交付申請書を広域振興局長に速やかに提出してください。

## (別紙1)

## 応募書類の提出先

公所名	住所・電話番号	管轄市町村
盛岡広域振興局 農政部(農業) 林務部(林業)	〒020-0023 盛岡市内丸 11-1 電話:019-629-6597 019-629-6611	盛岡市、滝沢市、雫石町、 紫波町、矢巾町、八幡平市、 葛巻町、岩手町
県南広域振興局 農政部(農業) 林務部(林業)	〒023-0053 奥州市水沢大手町 1-2 電話:0197-22-2841 0197-22-2871	奥州市、金ヶ崎町
花巻農林振興センター(農業・林業)	〒025-0075 花巻市花城町 1-41 電話:0198-22-4931	花巻市、北上市、西和賀町
遠野農林振興センター(農業・林業)	〒028-0525 遠野市六日町 1-22 電話:0198-62-9932	遠野市
一関農林振興センター(農業・林業)	〒021-8503 一関市竹山町 7-5 電話:0191-26-1413	一関市、平泉町
沿岸広域振興局 農林部(農業・林業) 水産部(水産業)	〒026-0043 釜石市新町 6-50 電話:0193-25-2704 0193-27-5526	釜石市、大槌町
大船渡農林振興センター(農業・林業) 大船渡水産振興センター(水産業)	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田 6-1 電話:0192-27-9914 0192-27-9915	大船渡市、陸前高田市、 住田町
宮古農林振興センター(農業) 宮古農林振興センター林務室(林業) 宮古水産振興センター(水産業)	〒027-0072 宮古市五月町 1-20 電話:0193-64-2214 0193-64-2215 0193-64-2216	宮古市、山田町、岩泉町、 田野畑村
県北広域振興局 農政部(農業) 林務部(林業) 水産部(水産業)	〒028-8042 久慈市八日町 1-1 電話:0194-53-4983 0194-53-4984 0194-53-4985	久慈市、洋野町、野田村、 普代村
二戸農林振興センター(農業) 二戸農林振興センター林務室(林業)	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3 電話:0195-23-9203 0195-23-9204	二戸市、軽米町、九戸村、 一戸町

公募様式

年 月 日

岩手県知事 様

所在地  
名 称  
代表者

令和8年度幸せ創る女性農林漁業者育成事業の応募について  
幸せ創る女性農林漁業者育成事業（女性グループ活動）計画書を、令和8年度幸せ創る女性農林漁業者育成事業企画提案公募要領に基づき、関係書類を添えて応募します。

（注）関係書類として次の書類を添付すること。

- ア 幸せ創る女性農林漁業者育成事業 女性グループ活動計画書（参考様式1）
- イ 団体規約
- ウ 団体名簿
- エ プレゼンテーション資料（様式任意）

参考様式1（第5の1関係）

令和8年度幸せ創る女性農林漁業者育成事業 女性グループ活動計画書

1 活動計画

事業実施主体			
担当者職・氏名		会員数	
事業目的			
事業目標			
取組の概要			
関係機関・団体の役割分担			

注1 関係機関・団体の役割分担は、必要に応じてフロー図等を記載すること。

## 2 事業の内容

### (1) 事業の内容及び負担区分

事業区分	事業の内容	事業費(円)	負担区分(円)		備考
			県補助金	その他	
					「除税額〇〇円 うち県費〇〇円」 又は 「該当なし」 又は 「含税額」
計					

注1 上記の表には活動の内容ごとに取りまとめた数値を記載すること。

2 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額（事業対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）について、これを減額した場合には「除税額〇〇円 うち県費〇〇円」を、消費税等相当額がない場合には「該当なし」と、消費税相当額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

### (2) 事業費の積算内訳

事業区分	事業の内容	金額(円)	積算内訳
計			

注 金額の欄は、事業費ベースで記入すること

(3) 事業実施計画

実施内容	事業実施時期							備考
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	

注1 該当する時期に○を記載すること。

2 一定期間を対象とする場合には○-○と記載すること。

(名称及び事務所)

第 条 この会は、〇〇〇と称し、事務所は〇〇市〇〇丁目〇番〇号に置く。

(目的)

第 条 この会は、〇〇〇に関する活動を行い、〇〇〇に寄与することを目的とする。

(活動)

第 条 この会は、前条の目的を達成するために、次の〇〇〇活動を実施する。

(1) 〇〇〇

(2) 〇〇〇

(会員)

第 条 この会の会員は、次の〇種類とする。

(1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

(2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(会費)

第 条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 〇〇〇円

(2) 賛助会員 〇〇〇円

(退会)

第 条 会員は、退会届を提出し任意に退会することができる。

(役員)

第 条 この会に次の役員を置く。役員は総会において選出する。

(1) 会 長：会を代表し、その活動を総理する。

(2) 副会長：会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(3) 監査役：会の活動状況及び会計について監査を行う。

(4) 会 計：会の経理を担当する。

(総会)

第 条 この会の総会は、正会員を持って構成し、年に〇回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事業年度)

第 条 この会の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日に終わる。

(監査)

第 条 会長は、毎年、事業終了後〇か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(解散)

第 条 解散等により、財産を処分しようとする際（他人への譲渡を含む）は、あらかじめ都道府県へ相談し、処分を決定する。

(委任)

第 条 この規約に定めのない事項は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。

国の実施要綱第4の2  
経理その他の事務については、的確な管理体制及び処理能力を有する者を経理担当者として定めること

(注) 国庫事業の要件のため、追加  
※ただし、財産購入に該当する経費補助は行われない

国の一問一答のIIの4より  
会計監査及び事務監査の方法を定めることとされているもの

## 〇〇〇 会員名簿

役職名	氏名	職業・住所等（※）	備考（年齢等）
会長			
副会長			
監査役			
会計			
会員			
〃			
賛助会員			
〃			
〃			
〃			
〃			

※住所及び職業は応募団体資格の確認をするため記載が必要です。年齢の記載は任意です。  
既存の名簿に住所を記載したものでも構いません。また、グループの連絡員（主に県との連絡係となる方）は連絡先電話番号を必ず記載してください。

(別添)

## 環境負荷低減に向けた具体的取組内容

### 第1 取組の趣旨

事業実施主体は、みどりの食料システム法第15条の規定に基づく、基本方針等に基づき環境負荷の低減に取り組むものとし、最低限行うべき環境負荷低減の取組について定めた「みどりチェック」チェックシート（別添様式）に記載の各取組を実施することとする。

### 第2 事業申請時のチェックシートの提出

- 1 本事業に取り組む事業実施主体は、「みどりチェック」チェックシート（別添様式）の項目について、事業の実施に当たって取り組むものとする。
- 2 事業実施主体は、本事業の実施に当たり、同チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、同チェックシートを広域振興局長に提出すること。また、実績報告の際は、同チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、同チェックシートを広域振興局長に提出すること。

(別添様式)

## 「みどりチェック」 チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

事業名		
組織名		
代表者氏名		↓該当する方に○
住所		申請時 (します)
連絡先		報告時 (しました)

- ・ 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・ 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・ ※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
<input type="checkbox"/>	①	みどりの食料システム戦略の理解
<input type="checkbox"/>	②	関係法令の遵守
<input type="checkbox"/>	③	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
<input type="checkbox"/>	④	正しい知識に基づく作業安全に努める
エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除		
<input type="checkbox"/>	⑤	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
<input type="checkbox"/>	⑥	環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
悪臭及び害虫の発生防止		
<input type="checkbox"/>	⑦	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない） <input type="checkbox"/> 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分		
<input type="checkbox"/>	⑧	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
<input type="checkbox"/>	⑨	資源の再利用を検討
生物多様性への悪影響の防止		
<input type="checkbox"/>	⑩	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない） <input type="checkbox"/> 生物多様性に配慮した事業実施に努める
<input type="checkbox"/>	⑪	※特定事業場である場合（該当しない） <input type="checkbox"/> 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました →